

議事の実扱い等について（案）

1. 本ワーキンググループは、原則として公開する。
2. 配付資料は、原則として公開する。
3. 議事録は、原則として会議終了後 1 ヶ月以内に作成し、公開する。
4. 個別の事情に応じて、会議又は資料を非公開にするかどうかについての判断は、座長に一任するものとする。